

法の適用の対象となる港湾運送とは、2ページの(1)で掲げた適用港湾において行う次の行為をいいます。

(1) 船内荷役・はしけ運送・沿岸荷役・いかだ運送の行為

港湾運送事業法第2条第1項に規定する港湾運送のうち、船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役及びいかだ運送の行為とは、次の行為をいいます。

事業	行為の内容
船内荷役事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 船舶への貨物の積込、又は船舶からの貨物の取卸 * 積荷の場合は、岸壁又は「はしけ」内の貨物に本船デリックのフックを掛けた時点から船倉内に積付けるまで、揚荷の場合は、船倉から貨物を取り出し、岸壁又は「はしけ」内に卸しフックを外すまでの作業をいいます。 * 500トン未満の船舶からの貨物の取卸し又は船舶への積込みで、この船舶が岸壁、さん橋等に係留され、この船舶の揚貨装置を使用しない場合は「沿岸荷役」に含まれます。
はしけ運送事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 貨物の船舶・「はしけ」による運送 * 一定の航路に就航する旅客船による運送等は除きます。 ② 引船による「はしけ」・「いかだ」のえい航
沿岸荷役作業	<ul style="list-style-type: none"> ① 船舶・「はしけ」により運送された貨物の上屋、その他の荷さばき場への搬入 * 水面貯木場への搬入は除きます。 ② 船舶・「はしけ」により運送されるべき貨物の荷さばき場からの搬出 ③ これらの貨物の荷さばき場における荷さばき・保管 ④ 貨物の「はしけ」からの取卸・「はしけ」への積込 * 積荷の場合は、上屋・荷さばき場で貨物を受け取ってから、これを搬出し岸壁の本船舶側でフックをかけられる状態におくまで（「はしけ」の場合は、「はしけ」内に完全に積付けるまで）をいいます。 * 揚荷の場合は、本船から揚げられた貨物のフックが外されてから（「はしけ」の場合は、「はしけ」内の貨物に沿岸労働者が手をかけたときから）上屋、荷さばき場に搬入・荷さばきするまでの作業範囲をいいます。
いかだ運送事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 「いかだ」に組んでする木材の運送 ② 「いかだ」に組んで運送された木材、船舶・「はしけ」により運送された木材の水面貯木場への搬入 ③ 「いかだ」に組んで運送されるべき木材、船舶・「はしけ」により運送されるべき木材の水面貯木場からの搬出 ④ これらの木材の水面貯木場における荷さばき・保管